

富士見市中期基本計画市民検討会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士見市中期基本計画市民検討会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受付)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議の当日、受付において受付簿に自己の住所及び氏名を記入し、職員の手配に従って着席するものとする。

(入場の禁止)

第3条 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が職務上支障があると認めた者は、傍聴席に入場することができない。

(遵守事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静かに傍聴し、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 議事に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 会議等の妨害となるような言動をしないこと。
- (3) 会議等の開催中、みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 携帯電話、撮影機器、録音機器その他これらに類する機器を使用しないこと。

(退場)

第5条 委員長は、傍聴人が前条の規定を遵守せず、そのために会議の進行が妨害されたときは、当該行為を制止し、その命に従わないときは、当該傍聴人に対し退場を命じることができる。

2 傍聴人は、退場を命じられたとき、又は会議等が終了したときは、直ちに退場しなければならない。

(定めのない事項)

第6条 この要領に定めのない事項については、委員長が決定するものとする。ただし委員から異議があるときは、富士見市中期基本計画市民検討会議に諮って決定

する。

附 則

この要領は、平成25年1月7日から施行する。